

【令和2年第6回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和2年12月11日 文教委員長 木庭 理香子

- 「議案第157号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第161号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- *新設される中原区保育・子育て総合支援センターで予定している職員配置について

現在、中原区役所に配置されている保育総合支援担当9名は同センターに移り、同センターの保育所機能となる中原保育園の職員については、一時預かりに携わる職員2名、産休明け保育に携わる職員1名の計3名の保育士の増員を予定している。

- *定員が増員される中原保育園への保育士の配置について

定員が120名から130名に増員されることから、国及び本市で求める保育士の基準を満たすよう、必要な保育士の配置を行う予定である。

- *昨年開設した川崎区保育・子育て総合支援センターの職員配置状況について

中原区と同様に、区役所に配置されていた保育総合支援担当職員が同人数のまま保育・子育て総合支援センターに移った。

- *川崎区保育・子育て総合支援センターにおける調理員の会計年度任用職員への変更予定について

調理と栄養管理の一体的な業務執行を検討しているところではあるが、会計年度任用職員に配置を変更することは予定していない。

- *ブランチ園の増設に関する考え方について

本市では現在、区ごとにセンター園1か所、ブランチ園2か所の各区計3か所の公立保育所の体制で運営を行っている。来年4月で保育所の民営化が一旦完了となるが、適宜、状況を確認していく。

- *本センターで予定している「小学校その他関係機関との連携及び連絡調整」に関する業務の内容について

保育・子育て総合支援センター及び保育総合支援担当においては、区ごとに幼保小連携事業として、幼稚園・保育園・小学校の施設長が集まる会議、代表者連絡会議、実務担当者会議等において、個々のケースに応じた連絡調整等を行っている。その他関係機関との連携等としては、子どもに関わる地域の全ての関係部署との連携を進めること等をその内容としている。

- *療育センターとの連携について

「関係部署」には療育センターも含まれており、相談業務や、一時預かり事業等での連携を行っている。また、保育所の入所等、療育センターとの連携については、各区保育総合支援担当が各施設及び保護者との間に入り、連絡調整等を行っている。

* 療育と就学をつなぐ取組に関する課題等について

支援を必要とするケースについては、幼保小連携事業における実務担当者会議において意見交換し、適切な支援に取り組んでいる。就学前の支援としては、育ちを支える資料として、個別の「要録」を保育所等から小学校へ送付することに加え、個別の状況に応じて、就学後においても参観等を行いながら切れ目のない支援を行っている。課題となっている事項については、連携の強化を図り、対応していく。

* 本センターで予定している派遣研修等の内容について

公立保育所の発達相談支援コーディネーターを中心とした派遣研修による対応や、総合支援センターにおけるお昼寝の時間を活用したミニ講座等により、支援が必要な子どものケースカンファレンス等の研修、支援を行っているところである。

* 医療的ケアが必要な子ども等に対する緊急一時預かりの活用の在り方について

緊急一時預かりは、区役所の地区保健師との連携の中で行われる公立保育園の役割の一つであると認識している。緊急一時預かりは、対象の子どもを安全に預かることが重要であるため、事前申請により、個々の健康状態を把握した上で実施している。昨年の11月から取組を始め、これまでの間、障害を持つ子どもの申請はあった一方で、医療的ケアが必要な子どもの申請はなかったものの、申請があった場合には嘱託医の意見を踏まえて対応を検討していきたい。

* 医療的ケアが必要な子ども等を受け入れる際に必要となる健康管理委員会の手続について

通常の健康管理委員会は2か月に一度の開催頻度であるが、入所の場合等は必要に応じて臨時に委員会を開催している。

* 現状の地域子育て支援センターの在り方について

市内に地域子育て支援センターは53か所あり、この間、その在り方については直営施設も含めて検討してきた。今年度は抽出された課題についての取りまとめを行うこととしており、現在、局内でその調整している。

* 現在、保育・子育て総合支援センターの開設予定が示されていない区における対応について

川崎区及び中原区に続き、令和5年度に宮前区、令和6年度に多摩区での開設を予定している。開設が予定されていない区については、仮設用地等に課題があるものの、第3期実施計画の策定作業とも並行しつつ、なるべく早く開設ができるよう取り組んでいく。

* 各行政区の保育ニーズに応じた職員配置に関する考え方について

現在、本市は未就学児童が減少傾向にあるものの、保育所への入所申請率は高い割合となっている。このような状況の変化及び各区の現状を踏まえた上で、保

育の質の向上を目指した取組を進めていく。

* 今後の栄養士の配置に関する考え方について

今後、保育・子育て支援総合センターへの配置を予定している栄養士は、調理と栄養管理を一体的に行う栄養士としての位置付けを検討しているところである。

* 給食の実施に伴う職員配置について

従来、中原保育園においては、給食は調理業務委託方式で実施していたが、移行に伴い、食事に関する個別の相談支援及び民間保育園への支援を的確に行うため、今後は調理業務の直営化を予定している。現在は複数の調理業務委託を兼務している兼務栄養士を1名配置しているが、直営化に伴い、調理と栄養管理を共に担う栄養士3名の配置を予定しており、現在関係局と調整しているところである。

* 栄養士が調理業務を行うことへの考え方について

従来は、調理業務及び栄養管理を行う栄養士と、調理業務のみを行う調理員という配置であった。この間、人材育成や民間支援に対する公立保育所の役割に変更が生じていることから、調理業務と栄養管理を一体的に行う栄養士の配置を予定しているものであるが、保育園に配置されている栄養士はこれまでも調理業務を行ってきたことから、状況に変わりはない。

《意見》

- * 中原区保育・子育て総合支援センターの開設により、同センターでは業務内容が増加することが想定されるため、現状維持の職員体制ではなく、雇用形態についても考慮の上、適切な人員配置に努めてほしい。また、保育の質の確保、指導力の発揮等の公立保育所の果たす役割を踏まえ、公立保育園の増園も含め適切に検証し、対応してほしい。
- * 現在、軽度の障害児が増加している傾向も踏まえ、療育センターとの連携については、引き続き丁寧な対応をしてほしい。また、支援を必要とする子どもに対する適切なアウトリーチ等についても、同様に行ってほしい。
- * 川崎区及び中原区におけるセンター開設の効果検証を適切に行い、今後の他区での開設の際にはその検証を生かしつつ、各区の状況を考慮した上で、適切に専門職員の配置を行ってほしい。
- * 本センターは各機能が組み合わされて展開されているものと見受けられるため、保育・子育て総合支援センター自体で単体としての事業計画が立てられ、運用されていくことが望ましいものであると考えていることから、センターとしての予算をしっかりと確保して、今後の事業を展開するよう検討してほしい。
- * 調理業務ではなく、栄養管理業務を中心とした働き方を希望する栄養士がいることが想定されるため、今後予定している職員配置においては、個々の栄養士の意向を反映させて取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第174号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更

について」

- 「議案第175号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」
- 「議案第176号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも学校給食センターに係る契約変更に関する内容であるため、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 契約変更の対象となる物価変動の改定率及びその設定根拠について

契約締結年度である平成27年度と支払対象の前々年度の価格指数の年度平均指数を比較し、1.5%を超える変動があった場合を契約変更の対象としており、本市に先行して給食センターの設置を行った事例を参考にその割合を設定した。

* 今回の契約変更に至った実際の改定率等について

平成27年度と令和元年度の比較において、1.49%である上下水道料金相当分を除く各項目の改定率は全て1.5%を超えていたため、契約変更の対象となつた。なお、改定率はマイナスであっても、1.5%を超えるものはその対象となる。

《議案第174号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第175号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第176号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第177号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について」
- 「議案第178号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について」
- 「議案第179号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について」
- 「議案第180号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について」
- 「議案第181号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれもスポーツセンター等の指定管理者の指定に関する内容であるため、5件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 高津スポーツセンターにおいて、現行の共同事業体の代表者であるNPO法人高津総合型スポーツクラブS E L Fが単独で応募した経緯及び現在の役割分担について

現行の指定管理業務はNPO法人高津総合型スポーツクラブS E L Fと株式

会社カワサキスポーツサービスの共同事業体で行っているものの、運営のスタッフは主にＳＥＬＦ側が担っていたことに加え、カワサキスポーツサービスが担っていた施設運営等のノウハウをＳＥＬＦ側も取得したため、単独での応募に至ったものと聞いている。

* **単独での応募となることによる経営面の安全性について**

法人においてはコロナ禍により3月期に売上減少等があったものの、審査における税理士の財務分析においては、効率性、回転率及び健全性を評価して、問題ないと意見を得ている。

* **多摩スポーツセンターにおける利用料金等の利用者の声の把握について**

利用料金に関する規定を区では所管していないが、今後、次期指定管理予定者から様々な新しいプログラムの積極的な提案を受けていることから、その中で住民や利用者の要望が的確に反映された教室運営が行えるものと考えている。

* **各スポーツセンターにおける大規模改修工事の予定及び工事期間について**

特定天井の対応工事や壁面の改修工事等を予定している。幸スポーツセンターにおいては、大体育室と小体育室でそれぞれ工事を予定しており、令和4年度に10か月程度の工事期間が発生することを想定している。

* **幸スポーツセンターの工事期間中の施設利用への対応について**

工事期間中は施設の使用が不可となる。代替の施設として特定の施設を用意しているものではないが、他区のスポーツセンター等の施設を利用していくことを想定している。

* **多摩スポーツセンターのみ5団体で構成される共同事業体からの応募を受けた経緯について**

代表者であるコナミスポーツ株式会社が、川崎市の中でも多摩区でのスポーツセンターの運営を検討した際に、色々な企業との協力が必要であると判断した上で、今回の応募に至ったものであると考えている。

* **共同事業体内における役割分担について**

代表者であるコナミスポーツ株式会社は主に指定管理業務の統括及び施設運営全般を、構成員であるイオンディライト株式会社は主に施設の維持管理業務の全般を、株式会社D e N A 川崎ブレイブサンダース、株式会社川崎フロンターレ及び公益財団法人川崎市スポーツ協会は、それぞれの特色を生かしたスポーツ教室の企画・実施を担うと聞いている。

* **多摩スポーツセンターで想定されるスポーツ教室の内容について**

提案書においては、コナミスポーツからは経験を生かした豊富な種類のスポーツ教室を、川崎ブレイブサンダースからはバスケット教室やチアリーディング教室を、川崎フロンターレからはフットサル教室を、川崎市スポーツ協会からは、市内のネットワークを生かした公益的なスポーツ教室の展開についての提案を受けている。

* **共同事業体への指定管理料の支払に関する取扱いについて**

共同事業体の代表者へ支払を行うものであり、行政からその後の構成員への分配の指定等は行っていない。

* スポーツセンターへのWi-Fi設備の設置の考え方について

現状では、全てのスポーツセンターに期限を設けてWi-Fi設備を設置しなければならないという考え方は示しておらず、各指定管理者の判断でWi-Fi設備の設置を行っているが、今後、スポーツセンターに限らず公共施設についてはデジタル化を踏まえた取組を進めていく方針等もあるため、市全体の取組を踏まえ、市民文化局としてもスポーツセンターへの対応の確認を行っていく。なお、幸スポーツセンターにおいては、次期の指定管理業務仕様書の中でかわさきWi-Fiの導入を規定している。

* 指定管理事業者の変更に伴う利用者へのサービスの継続及びスタッフの雇用に関する対応について

協定書を基に適切に引継ぎを行うことは当然であり、サービスの継続性等については仕様書に基づき適切に履行されているか確認していく。特に雇用については、スポーツ教室の講師等の配置が前提で成り立っている事業や、指定管理予定者が新たに展開を行う事業等があるため、個々のケースに応じて区と指定管理者で調整の上、対応を行っていく。

* 指定管理業務への利用者の声の反映について

サービスの引継ぎや今後の指定管理業務の在り方等について、利用者へのアンケートや各教室の参加者数の実績、指定管理者の意向等を踏まえ、個別かつ総合的に判断していくものと考えている。

* 指定管理者への単年度評価における課題の反映方法について

単年度評価において抽出された課題や指摘については、迅速に指定管理事業者に伝え、改善を促している。

* 単年度評価を踏まえた加点の在り方について

単年度評価は、指定管理者選定の配点に影響があるため、課題に対する改善度合い等の加点の在り方について、関係局と調整したいと考えている。

* 麻生区で落選した現行の指定管理者が幸区で選定されたことに対する見解について

各区で独立して選定しているため、他のスポーツセンターにおける評価との兼ね合いについては考慮していない。

* 指定管理者選定委員への単年度評価の情報提供に対する考え方について

単年度評価はインターネット上で公表しているため、現状においても一定の周知はなされていると考えている。今後、関係局を含め公平な評価の方法について協議していくことを考えている。

* 同一の見解の記載等が見られる指定管理者への評価等に対する考え方について

同一の記載が見られることなど、評価シートの書き方の問題については、改善できるところは改善していく。制度として指定管理者をどう評価していくかについては、制度所管部署である行政改革マネジメント推進室と協議ていきたいと考えている。

* 市民文化局が各区スポーツセンターの指定管理者選定の在り方の見直しを主導することへの考え方について

御指摘を踏まえ、市民文化局で対応できるところは対応していく。

* 多摩スポーツセンターにおけるPFI事業から指定管理者制度への移行を踏まえた長期修繕計画の考え方について

施設については、多摩スポーツセンターに限らず60年間の使用を見据えている中、PFI事業として始めた多摩スポーツセンターにおいては、当初策定した30年間の長期修繕計画を踏まえた中で10年間が経過するところである。今後はPFI事業ではなく指定管理者制度により運営していく中で、建物の劣化の状況等を踏まえ、必要な見直しをした上で修繕を行っていく。

* 多摩スポーツセンターにおける利用料金の見直しに向けた考え方について

今回の提案については、利用料金の上限額を定めた条例に沿って提案がなされている。実際の料金については指定管理者の収支の検討を踏まえて設定されるものと考えており、利用料金の変更がなされなければ、その分はサービスの充実に向けられるものと考えている。

* 利用料金の見直しに向けた市民アンケートの実施に対する考え方及び今後の検討予定について

多摩スポーツセンターに限らず、利用者の意見を伺っている中で料金設定についての意見があれば参考したい。また、現在は特に利用料金の見直しに向けたアンケートを実施する予定はないものの、アンケートを実施する場合は、広く市民を対象とするか、利用者を対象とするかなど、その対象範囲等を含めて検討していく。

* 仮称フロンタウン生田と多摩スポーツセンターとの連携に関する考え方について

構成員である川崎フロンターレが仮称フロンタウン生田の運営事業者であることから、利便性の向上や相乗効果の発揮の観点から、両施設をつなぐ巡回バスの導入についての提案がなされている。現時点においては、仮称フロンタウン生田の事業計画が確定されていないものの、今後の動向を注視し、多摩区役所としても相乗効果が発揮できるよう、協力していきたいと考えている。

* 両施設の連携等に関する具体的な提案がなされる時期について

仮称フロンタウン生田は、新型コロナウイルスの影響によりその設計に遅れが生じていると聞いている。敷地を保有している上下水道局等の関係者も含めて情報収集を行い、地域に貢献できる施設となるよう事業者と連携を図っていく。

* 仮称フロンタウン生田の開業予定時期について

令和4年の開業を予定していると聞いているが、開業に遅れが生じると推測している。

《意見》

* 多摩スポーツセンターにおいて、次期指定管理予定者から様々な教室の提案があるということは、裏を返せば現在の利用に対して変更が生じるものである。そのため、住民や利用者と丁寧に意見交換をし、要望を聞いた上で教室の運営に反映させてほしい。

* 幸スポーツセンターでは、今後予定される工事によって施設が使えない期間が生じるため、あらかじめ利用者等に周知及び説明をし、現在の利用に支障を来さない

いよう適切に対応してほしい。

- * 多摩スポーツセンターは他のスポーツセンターに比べ、今後非常に充実したスポーツ教室の展開等が想定される。今後、事業者と協定書を結ぶ中で、引き続き適切に対応してほしい。
- * 地域防災計画には災害時におけるスポーツセンターの位置付けについて記載されているため、危機管理対策の面や全庁的なデジタル化の動きを踏まえ、市民文化局としてスポーツセンターへのWi-Fi設備の導入について対応してほしい。
- * 実績評価点が加点されているにもかかわらず、麻生スポーツセンターにおいては現行の指定管理者が落選して、幸区において新たに選定された。当該事業者については年度評価における課題に対する改善がなされなかつたのではないかと考えざるを得ない。実績評価が低いものにはペナルティを課すなどの新たな評価に加え、選定委員に他の指定管理における評価結果の情報提供を行うなど、制度所管部署と協議し、今後の評価の在り方等について見直しをしてほしい。
- * 指定管理の制度所管部署は行政改革マネジメント推進室ではあるものの、全ての指定管理事業者の実態の把握は困難である。市民文化局市民スポーツ室は各区スポーツセンターを所管しているため、性格の異なる各区スポーツセンターの実態を正確に把握し、主導権を持った上で、指定管理者選定の見直し等について対応してほしい。
- * 多摩スポーツセンターにおけるPFI事業の総括を踏まえ、長期修繕計画との関係性を含め、今後のPFI事業の実施に当たっての参考事例にしてほしい。
- * アンケート等を通じてスポーツセンターの利用者の意見を聴取し、今後の利用料金の設定に当たっての参考としてほしい。
- * 多摩スポーツセンターと仮称フロンタウン生田との連携に当たっては、多摩区役所が中心となって情報共有を行い、利用者の利便性の向上につながるよう取組を進めてほしい。

《議案第177号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第178号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第179号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第180号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第181号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第182号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 実績評価点の配点の基準について

実績評価点とは現行の指定管理者への単年度の評価結果を基に算出した加点

のことであり、その点数は評価結果により変動するものである。単年度評価がA評価であれば10%の加点割合、B評価であれば5%の加点割合、C評価では加点なしとされ、4年間の加点割合の平均を配点合計に乗じて算出するものとされている。例えば、4年間全てA評価であれば10%の加点割合となるため、75点が実績評価点となるが、当該事業者は、平成28年度から平成30年度の3年間はB評価、令和元年度はC評価を受けたことから、4年間の加点割合の平均は3.75%であり、配点合計の750点にその割合を乗じた結果、28.125点という実績評価点が算出されたものである。なお、指定管理期間の最終年度の評価については、実績評価点に反映されない。

* 国際交流センターに整備されているホテル及びレストランの取扱いについて

国際交流センターに整備されているホテル及びレストランについては、指定管理者制度の導入当初から指定管理業務の範囲外としており、別途市と定期賃貸借契約を結んだ上で民間事業者が業務を行っている。

* 同一施設内にホテルを有する国際交流センターのセキュリティに関する対応について

一体の建物であることから、建物全体の管理は指定管理者が行っている。

* 併設しているレストランの現在の状況について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月16日から休業している。

* レストランの必要性に対する考え方及び今後の対応について

ホテル利用者及び地域住民の利用を想定してレストランが建設されたものであると考えている。現在、レストランについてはコロナ禍を踏まえた事業者の経営判断により休業となっているが、ホテルについては7月から営業を再開しており、現在も外部の方の利用はできないものの、レセプション等の際はレストランを使用して対応していると聞いている。今後については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、再開を踏まえた対応がなされるものと考えている。

* 一者選定となった経緯について

前回の応募事業者に対して募集案内、現地説明会の案内等を行ったが、結果的に一者のみの応募となった。

* 公募を始めた時期について

7月22日から1か月間の公募を始めた。なお、4月の時点において、今後指定管理者の募集を予定している旨のお知らせを本市ホームページに掲載した。

* ホームページ上の告知の効果に対する考え方について

一定の効果があるものと考えている。

* 指定管理者制度を導入する目的について

民間事業者の専門性の発揮等を目的として導入するものと考えている。

* 競争性が働かない一者選定となったことに対する見解について

前回の参加事業者には案内を行ったものの、コロナ禍の状況により参加が困難である旨の返答を受けた。結果として一者選定となったことについては、非常に残念であると認識している。

* 新型コロナウイルス感染症の影響以外の一者選定となった理由について

事業自体が専門性のある分野であるため、指定管理業務を受けることができる事業者が少ないと一因であると考えている。

* 一者選定により生じる課題及び対策について

事業の推進に当たっての課題となる事項の改善等を図っていく。そのため、従来は四半期に一度であった指定管理者を交えた定例会の開催頻度を毎月開催に変更し、課題への対応頻度の見直しを行い、市の管理・監督を強めるよう対応していく。

* 新型コロナウイルス感染者の隔離施設としての当ホテルの活用に関する考え方について

本年4月、5月には一定の議論があったが、現在は行っていない。当ホテルは30部屋程度の小さい規模であるが、今後活用の必要があれば検討していきたい。

《意見》

* 指定管理者制度の本来の目的の一つは、競争原理を働かせることで市民サービスをより良くすることにあるにもかかわらず、一者選定になってしまってはその本来の目的が達成されないものとなってしまう懸念が生じる。また、一者選定の状況においては、次期の指定管理の際は応募が来ないことも想定される。さらに、当該事業者は年度評価においてC評価を受けていることなどから、そもそも国際交流センターの施設としての在り方等も含め、単年度評価の方法についてしっかり検討の上、対応してほしい。

* 新型コロナウイルス感染者の隔離施設としてのホテルの活用について、今後その必要性が生じた際に迅速な対応が可能となるよう、事前に関係局と調整してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第183号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 現在の指定管理者が応募しなかった理由について

現在はパーソルテンプスタッフ株式会社を代表者とする共同事業体が運営しているが、今後は別の事業を行うことから、現在の任期をもって次期の応募には参加しない旨の報告があった。

* 現在の指定管理者に対する評価について

平成30年10月に、現在の代表者であるパーソルテンプスタッフ株式会社が、それまでの代表者である株式会社キャリアライズを吸収合併したことにより、平成28年4月からの5年間の指定期間のうち、後期の2年6か月においては現代代表者に業務が継承され、実施されることになった。継承後においても、事業及び職員の雇用は継続され、仕様書等に基づき適正に業務が遂行されており、7月10日における指定管理者選定評価委員会においても同様に、適正に事業が実施されている旨の評価をいただいた。

* 指定管理者の変更に伴う相談業務等の継続性の担保について

次期指定管理予定者である社会福祉法人共生会SHOWAは、平成20年度から世田谷区の男女共同参画センターの管理運営を受託していることから、男女共同参画に関する専門知識や経験を有しているため、指定管理者の変更による業務上の懸念は生じないものと認識している。また、市としても市民サービスの低下が生じないよう適正に指導を行うとともに、業務の引継ぎが円滑に行えるよう、市職員も同席の上で、その内容を確認していく。

* 川崎市男女共同参画センターの設置時期及び設置当初の施設の運営方式について

平成11年に設置し、昨年9月に20周年を迎えた。設置当初は、管理運営委託方式により財団法人中小企業婦人会館に委託していた。

* 現在のスタッフの数について

委託業務を除き、職員が14名在籍している。また、委託業務としては相談員17名、施設運営管理員3名に加え、そのほかに警備・清掃スタッフがローテーションで勤務している。

* 指定管理者の変更に伴う職員配置への影響について

指定管理者の人事事項であるが、今後、個別に職員の意向等を確認し、面接の機会があると聞いている。

* 次期指定管理予定者である社会福祉法人共生会SHOWAの理事長に対する見解について

本法人の理事長である坂東氏は、平成13年1月から平成15年8月まで内閣府の男女共同参画局長として男女共同参画行政に携わってきたことなどから、この分野において非常に知識や経験が豊富な方であると認識している。

* 世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」に対する見解について

指定管理者の選定に当たり、同センターへ視察を行った。同センターには区民の方が交流できるスペースに加え、蔵書数の多い図書スペース、保育スペース等もあり、充実した設備を有する施設であると認識している。

* 「らぶらす」の管理方式について

指定管理者制度ではなく、業務を受託して運営を行っている。

* 次期指定管理予定者に指定管理の経験がないことによる影響について

指定管理者制度と業務受託とでは、最終的な施設の使用許可の権限に異なる点はあるものの、施設利用希望者等への窓口対応業務は業務受託においても同様に担っているため、特に懸念はないものと考えている。

* 「らぶらす」が入居するビルのメンテナンスについて

「らぶらす」が入居する部分については、世田谷区の所管部署が管理している。

* 本市の男女共同参画センターの施設運営に当たってのメンテナンス等について

次期指定管理予定者からは、施設の保守点検、清掃、警備等については、現在の指定管理者が委託している事業者に再委託するとされていることから、業務の継続性が図られるものと考えている。施設の修繕等については、施設の管理業務に係る責任者を配置するなど、現在と同様に、施設運営等に支障を来さない対応を行うと聞いている。

* 次期指定管理に当たっての事業者の人員配置数について

次期指定管理予定者には、現在 83 名の職員が在籍しているが、本市の男女共同参画センターの指定管理に当たっては、23 名の職員を配置する提案を受けている。

* 情報誌「すくらむ」の継続発行に関する考え方について

次期指定管理においても、継続して情報誌「すくらむ」を発行する旨の提案を受けている。

* 指定管理者の募集に関する取組の内容について

7月15日から募集を告知し、8月には現地見学・説明会を開催した。また5月上旬には現在の指定管理仕様書のホームページへの掲載に加え、応募書類のうち、提案書類については締切期間を長めに設定するなど新規事業者が参入しやすい環境を整えた。さらに、一般社団法人指定管理者協会を通じて、加盟団体への周知を行った。

* 指定管理者協会への相談時期について

5月上旬に相談を行った。

* 一者選定を回避するための取組等への考え方について

現在の指定管理者からは、本年3月時点で既に次期の応募には参加しない旨の報告を受けていたため、関係局を含めて今後の対応について検討を行い、取組を進めた結果、複数の事業体からの提案を受ける結果になったものと考えている。

《意見》

* 現在、コロナ禍で女性の雇用の問題や自殺者数の増加が問題となっている。次期指定管理予定者は他都市での実績等もあることから、市も連携・協力し、安心して市民が相談できる環境づくりに努めてほしい。

* 現在働いている職員の意向を十分に確認し、円満に業務が引き継がれるような対応をしてほしい。

* 現在の情報誌「すくらむ」の歴史を踏まえつつ、世田谷区における広報誌発行のノウハウを生かして、より良い刊行物となるよう対応してほしい。

* 指定管理者協会への相談など、一者選定を回避するための取組については局内や制度所管部署にも情報を共有し、今後も競争性の発揮等に向けた対応を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第184号 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 他の施設と異なり指定期間を10年間とする理由について

現在の第一期指定期間においても同様に10年間の指定期間とした結果、漫画の原画を展示するという施設の特性に応じた指定管理者ならではのノウハウを生かした事業運営が実施できたものと考えている。施設運営に当たっては、展示

企画の開発や展示内容の充実、魅力向上に向けた施策の実施が重視されること、さらに学芸員等の育成には長期的な視点が必要であることに加え、計画的な設備投資を実施するためにも、引き続き、10年間の長期の指定期間が必須であると考えている。

* 非公募による更新を行う理由について

本施設では藤子・F・不二雄氏の作品を深く理解した上で、キャラクターを活用した効果的な事業運営を行う必要があり、高度な専門性を有する施設運営であることから、株式会社藤子・F・不二雄プロの全面的な事業参画が不可欠であるため、公募による競争性の発揮には馴染まないものであると考えている。そのため、市長が指名した法人に事業計画書を提出させた上で選考を行う方法が適切であると判断し、非公募としたところである。

* 他の施設においても同様に、長期の視点に立った指定管理期間の設定等を行うことに対する考え方について

本施設においては学芸員の人材育成が適切になされたと評価している。美術館・博物館の複合施設である市民ミュージアムについても同様に、学芸員の人材育成という観点においては、5年間を超える長期的な指定期間は効果的である可能性があるため、今後も市民ミュージアムで指定管理者制度を続ける際には、本施設の成果を加味して検討することは考えられる。

* 本施設における学芸員の人数等について

令和2年度においては、学芸員資格を有する補佐1名を含む3名の正規職員の学芸員が在籍している。そのうち2名は一度本施設で学芸員を務めた後、数年間藤子・F・不二雄プロに戻り専門性を高め、再度本施設で学芸業務を務めている。学芸員としての通算年数はそれぞれ、6年、5年、1年である。

* 株式会社藤子ミュージアムが設立された経緯等について

本施設を管理運営するために藤子・F・不二雄プロが出資して設立した団体であり、本施設での営業活動による収益を主としている。

* 現在の指定管理期間における単年度評価結果について

指定管理初年度である平成23年度及び平成24年度はC評価、平成25年度はB評価、平成26年度以降はA評価である。

* 単年度評価の委員構成と今回の指定管理者選定評価委員会の委員構成について

単年度評価の委員でもある新井委員、垣内委員、前田委員の3名に、2名を加えた委員で選定評価委員会は構成されている。

* 評価委員会における運営に関する課題の指摘等について

単年度評価においては大きな課題や指摘がないことからA評価につながっているものと考えているが、次期の運営に当たっては、ベビーカーの持込み及び電子チケットを含めたチケット販売方法の在り方について指摘がなされた。

* 本施設の入館料及び入館料の見直しに関する議論の有無について

大人は1,000円、中高生は700円、4歳以上小学生までは500円の入館料である。条例の上限である1,000円を基に入館料が設定されているが、現在、その見直しについての議論は行われていない。

* 法人の収支状況について

現指定管理期間の施設運営による利益として約8,500万円、自主事業による利益として約5億5,000万円が計上されている。

* 自主事業で得られた利益の市民サービスへの還元について

指定管理の施設運営による利益については、展示更新のための再投資等の今後の施設運営に充当されるものと考えているが、法人として一定程度収益性のある事業を行う必要があり、自主事業による利益については、施設への再投資を義務付けることはできないものの、法人としての財務の健全性を高めつつ、本施設の管理運営に資する取組への投資について法人と協議していく。

* 団体利用等を含む料金体系の詳細について

平成27年度から団体利用の市内小学校を対象に100円の割引をしていたが、令和元年度からは無料で来館できることにした。障害をお持ちの方については介護者1名までを対象に無料としているが、シニア料金については設けていない。

《意見》

- * 本法人は、本施設の指定管理業務を担うことを目的に設立された経緯があることを踏まえ、自主事業により生じる利益についても、一定程度市民サービスへの還元を行うよう、取組を進めてほしい。
- * 現在はシニア料金を設定している施設が多いため、本施設においても同様にシニア料金の設定を行うことについて検討してほしい。
- * 今後、市民ミュージアムの在り方について検討していく中で、学芸員の育成の観点に関しては、短期の指定期間では十分な知識の蓄積等がなされない懸念があるため、学芸員自らも成長し、魅力ある企画・展示が行えるよう、本施設の事例を参考に、長期的な視点を踏まえた上で検討を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第200号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 次期指定管理に当たり現在の指定管理者が構成員を変更した経緯等について

現在の構成員であるNPO法人国際自然大学校については、今期の運営を行う中で、法人の強みを生かした事業展開がなされないと判断したことから、次期指定管理では構成員に入らず、一方で現在も受託事業を行っている公益財団法人川崎市スポーツ協会が構成員に入ることで、より法人の強みを生かした事業展開がなされると判断したため、構成員を変更したと聞いている。なお、国際自然大学校は黒川青少年野外活動センターで指定管理を行っており、当該施設との施設間交流については、引き続き、受託事業として行っていくと聞いている。

* 本施設の空調設備の改修予定について

長寿命化工事の一環として、昨年度に全館空調と各部屋の個別空調の更新作業が完了した。

* 一者選定となった経緯等について

ホームページ上での案内に加え、新たに一般社団法人指定管理者協会を通じて公募に関する情報提供を行い、同会員向けに周知を行った。現地見学会には現指定管理者のほか3法人が参加したもの、結果として、現指定管理者が新たな共同事業体を結成した上で、その1団体のみの応募となった。本施設の運営に当たっては、通常の施設管理に加え、宿泊業務と青少年育成に関する業務等、求められる内容が多岐にわたることから、1企業での参加が困難であるため、1団体のみの応募となったと考えている。

* 結果的に一者選定となったことに対する考え方について

一者選定となった結果を是とするものではないが、1企業での参加が困難であるため、一者選定となったものと考えている。

* 前回の応募状況について

前回は2団体の応募を受けたものの、今回の公募に当たっては1団体のみとなつた。

* 一者選定の課題の改善に向けた考え方について

指定管理者制度においては競争性を持たせることが重要であると考えている。指定管理による施設運営を行っている他部局とも情報共有を行い、一者選定となるよう、改善に向けた取組を研究していく。

* 評価に当たっての「基準点」の設定根拠及び「基準点」と「標準点」の考え方について

各評価項目における中程度の標準的な評価点数を「標準点」としており、その標準点を合計し、審査結果として考慮すべき点数としたものが「基準点」である。今後、各点数の設定基準がより分かりやすいものとなるよう、資料への掲載の仕方等について検討していきたいと考えている。

* 評価委員に対する資料の事前送付及び発言のなかった委員の適正性等について

委員会開催日の1週間前には各委員に資料が届くように事前準備を行っている。また、議題の趣旨も各委員に説明しているため、委員会当日は各委員の専門的な知見に応じた審査が行われているものと認識している。

* 評価委員会における議論について

事前に送付した資料に各委員が目を通した上で、疑問点や確認しなければならないと感じる点についての議論を、委員会当日に事業者からのプレゼンを受けた後に行うものである。

* 構成員の変更に関する評価委員への事前説明について

資料を送付した際に構成員に変更が生じた旨は説明したが、特にその内容については説明していない。

* スポーツ協会の財務状況に対する見解について

所管局における毎月のモニタリング等により、財務状況の把握がなされているものと考えている。

* スポーツ協会の財務状況の改善につながる取組に関する考え方について

所管局を通じた現在の状況確認だけではなく、今後はより一層所管局と連携し

ながら取組を進めていきたい。また、財務状況の改善に当たっては、スポーツ協会主催の事業を増やし、経営面の充実に向けた収益の増加を図る取組が必要であると考えている。

* スポーツ協会の強みを生かした事業展開に向けた考え方について

障害の有無にかかわらず、ボッチャを通じて子ども同士が融合できる取組等の提案がなされており、このようなスポーツ協会の強みを生かした取組を通じて、健全な青少年育成につながる事業展開の取組が行われることを期待している。

* スポーツ協会との今後の連携について

構成員がスポーツ協会へと変更になることから、まずは適切な引継ぎがなされるよう、青少年支援室も同席の上、事業の継続性の面も含めて対応していきたい。また、次期指定期間が始まった際は、現場にも足を運び、事業の進捗状況の確認等をしていきたい。

* 一者選定の課題を含む指定管理者制度に対する見解について

本件については、教育委員会や市民文化局等の関係する部局とも連携を図りながら対応していきたい。また、指定管理者制度の在り方については、当局からも働き掛けを行い、市全体として議論しながら検討していきたい。

《意見》

- * 施設自体の老朽化が進んでいるため、利用者の利便性に支障を来さないよう修繕等の取組を進めてほしい。
- * 「基準点」と「標準点」の考え方は分かりにくいため、今後は各項目に対する「標準点」の数値が分かる資料等も議会に提出するなど、改善を図ってほしい。
- * 選定評価委員会の議事録を確認すると、構成員に変更が生じたことに関する各委員への事前説明がなされなかつたため、委員会当日に部会長から、構成員の変更に関する経過説明が事前に欲しい旨の発言があったものと見受けられる。選定が行われる場でこのような発言がなされることは本来であれば考えられないことであり、こういった状況下で指定管理者として選定されることは競争性が働かない一者選定がもたらす弊害の一つであると考えている。選定評価委員会での委員の発言を再度確認し、本委員会での議論を委員へ伝えて意思疎通を図り、今後の年度評価やモニタリングの機会でしっかりと改善に向けて反映させてほしい。また、一者選定ではなく複数の応募を受け、競争原理を働かせることで、市民サービスの向上に資するものとなるよう、対応の改善を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第201号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定期間における現地確認の頻度等について

月に一度、所管課と指定管理者がそれぞれ交互に現地及び市役所を訪問し、打合せを行っている。

* 本市による現地確認の状況について

6月の現地確認の際は感染防止対策の状況を、9月の現地確認の際は中学生の自然教室における施設の利用状況を確認した。

* **コロナ禍における施設の利用状況について**

実施が決定された中学生の自然教室による利用に加え、一般客については、宿泊棟の分散等による新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの利用が行われている。

* **本施設における過去の衛生管理等に関する問題への対応について**

法人において全ての部屋にトコジラミを誘引するトラップを設置し、毎日、目視による点検を実施するとともに、毎月1回、専門業者によるトラップの確認、交換を行っている。また、専門業者による消毒及び職員による殺虫剤散布もそれぞれ年2回実施している。さらに、トコジラミを持ち込ませない対策として、利用者の持ち物の目視での確認も行っている。施設の安全対策としては、毎月1回の打合せの機会を通じて、現地での確認・指導を行っている。

* **ハラスメント対策としての更衣室の設置等に関する考え方について**

男女で棟を分けて脱衣を行うなど、運用の中でハラスメントの対策がなされているものと聞いているが、今後については更衣室の設置を含め、次期指定管理に向けて新たな対応の方法を検討していきたい。

* **本施設の所有者及び修繕に関する取決めについて**

建物は川崎市が所有しており、指定管理業務に伴い突発的な故障等が発生した場合は、指定管理者による修繕を行うことを取決めしている。

* **説明会への参加者数について**

富士見パノラマリゾートの1社のみである。

* **令和2年4月1日付けで指定管理者が名称変更を行った理由について**

富士見町開発公社成長戦略策定プロジェクトの発足に伴い策定された新しい企業理念に合致し、10年後の成長にふさわしい社名とするため、「一般社団法人富士見町開発公社」から、「一般社団法人富士見パノラマリゾート」へと名称変更したものと聞いている。

* **一般社団法人富士見パノラマリゾートの役員構成等について**

理事長である名取重治氏は富士見町の町長であり、本法人においては非常勤で理事長職に就いている。富士見パノラマリゾートのその他の役員構成については、現在資料を持ち合わせていない。

* **「収益事業は一回始めたら辞められない。だから今、苦労しているんだ」とする町議会における町長の発言を踏まえた本施設の指定管理事業に対する見解について**

そのような発言があったことは、町議会の議事録からも確認している。本施設は子どもたちにとって非常に楽しみに思われている施設であるため、法人と連携して、指定管理業務として適切に取り組んでいきたい。

* **本法人に在籍している職員の過去の職歴について**

公務員であったか否かを含む過去の職歴については把握していない。

* **本法人の資本金300万円の内訳について**

200万円は富士見町からの出資、残りの100万円については、1口5万円の出資の合計であると聞いている。

* 本法人の財務状況について

財務分析を専門とする委員からは、法人の財務状況は大変厳しい状態であるとの指摘を受けた。本法人は富士見町の第三セクターに位置付けられ、現在、法人は富士見町から約14億5,000万円の借入れがあり、その財務状況に不安はあるものの、富士見町と本法人とは一体となって運営されており、急に町から借入金の返済が求められることはないと想定されるため、結果的に委員からは、当面は問題がないとする旨の評価を受けた。

* 富士見町からの借入金の償還計画について

令和2年度から令和10年度までは2,000万円、令和11年度から令和20年度までは3,000万円、令和21年度から令和32年度までは3,500万円、令和33年度から令和41年度までは4,000万円、令和42年度から令和45年度までは3,500万円、最終年度の令和46年度は3,000万円の償還額である。

* 本法人から富士見町に対する支出の内訳等について

令和元年度の損益計算書においては、再生特別費として9,257万1,429円、その他の賃借料として4,679万7,088円が計上されている。再生特別費は、平成16年に富士見町が法人の再生を行うことを目的に、上下分離として、それまで法人が所有していた建物、ゴンドラ等のスキー場運営に関わる資産を含む全ての資産を富士見町の所有とし、その移った資産の活用のため、法人が町に支払う賃借料に相当する費用である。その他の賃借料は、車等の一般的な賃借料である。

* 再生特別費及びその他の賃借料の支払期間について

再生特別費については、法人から富士見町に所有が移った資産を活用して事業運営を行う限りは、その支払が続くものである。その他の賃借料については、富士見町からの賃借物件を使用する限りは続くものである。

* 賃借料の詳細な内訳について

令和元年度の損益計算書による賃借料の情報しか手元にないため、これ以上の詳細な内訳については、現在把握していない。

* 借入金の返済を含めた富士見町に対する単年度の支出金額の合計について

合計約1億5,000万円程度の単年度の支出が発生しているものと考えられる。

* 単年度の支出金額を踏まえた本法人の財務状況への考え方について

繰り返しとなるが、財務分析を専門とする委員からは、富士見町と本法人とは一体となって運営されていることから、財務状況に不安はあるものの、町から急に借入金の返済が求められることはないと想定されるため、当面は問題がないとする旨の評価を受けた。

* 本法人に対する富士見町の方針が変更となった場合の対応について

変更となった場合の状況を踏まえて、富士見町と協議していく必要があると考

えている。

* 本法人の財務状況を踏まえた指定管理に関する見解について

法人の財務状況は非常に厳しいものであると認識している。償還計画は町との間で結ばれた金銭消費貸借証書に基づき作成されたものであるため、審査に当たってはこれを一つの判断のよりどころとした。評価委員会でも同様に厳しい指摘を受けたが、最終的には指定管理を受託させることについて妥当であるとの判断がなされたため、市として本法人の指定に関する議案を提出したところである。今後も引き続き、財務状況、安全管理、衛生管理に注視し、富士見町での子どもたちの思い出づくりに寄与できるような環境づくりに責任を持って取り組んでいく。

* 本法人による当該施設の指定管理業務以外の事業展開について

スキー場の運営、東京都多摩市及び埼玉県戸田市における自然の家の指定管理業務並びに農産物の生産販売を行っていると聞いている。

* 本施設の近隣にあるゴルフ場や貸し別荘等に関する事業への法人の関与について

本件については把握していないため、詳細について確認したい。

* 他の企業からの本法人への支援の有無について

他の企業から支援を受けている実態は把握していない。

* 本法人と東急リゾート株式会社との関係について

東急リゾート株式会社から運営に関するコンサルティングを受けていると聞いている。

* 東急リゾートへのコンサルティング料金について

コンサルティング料金については把握していない。

* 選定委員会における時間配分等の在り方について

議論が十分になされることは重要であるため、部会長にその旨を伝えるとともに、時間配分を含めた選定委員会の在り方については検討課題として認識し、対応していく。

* 他の施設の事例を含む評価委員による現地視察の有無について

八ヶ岳少年自然の家及び子ども夢パーク共に、評価委員として現地視察は行っていない。

* 現地視察を行わない理由等について

選定評価委員会として現地視察を行う運営とはなっていないためである。なお、審査に当たっては、事務局からの施設概要等の説明や提案資料等を通じて行っている。

* 質疑に対して答弁がなされないことへの見解について

事前に想定していなかった質問についてであるが、議案の審査に当たって適切な答弁がなされることは申し訳なく思っている。今後、指定管理議案自体の問題点への対応も含め、当局として解決に向けて取り組んでいく。

* 本施設への指定管理者制度導入の見直しに関する考え方について

行政が担うよりも公の施設の設置目的の効用が高まるからこそ指定管理者に運営を委ねる、という制度の本来の趣旨を改めて踏まえ、管理運営の在り方につ

いて施設ごとに議論をしていきたい。

* 議会への財務状況の報告及び選定評価委員会の現地視察の実施に向けた対応について

当局として財務状況の把握に努めることは当然であると考えており、財務状況を継続的に議会に報告し、議論されることについても重要であると認識しているため、議会での議論を通じて法人への指導・監督を行っていきたい。また、機会を捉えて選定評価委員会としても現地視察を行うよう、取組を進めていきたい。

* 本委員会での議論を踏まえた今後の決意について

今後も子どもたちが本施設で楽しい思い出を作ってもらえるよう、法人任せの運営を行うのではなく、公の施設の効用を高める責任者の立場として、法人との連携・協力、又は指導・監督を適切に行い、対応していきたいと考えている。

《意見》

- * 指定管理者の選定をする以上は、現地の状況確認を行う必要があるため、今後は選定評価委員会としても現地視察を行うことについて検討してほしい。
- * 現状でも既に財務状況等に問題を抱える本法人においては、コロナ禍の状況による施設の利用状況の低下によってもたらされる収入悪化の影響は非常に大きく、今後の事業運営への懸念が拭いきれない。そのため、指定管理業務を行う以上は法人と連携を密にし、適切に対応してほしい。
- * 市民サービスを低下させず、安定して事業を継続させていくためには、一者選定は避けなければならない問題であると認識している。今後についてはより一層、改善のための対策に取り組んでほしい。
- * 本施設に限らず、今後は一者選定となることがないよう、局長がリーダーシップを発揮し、指定管理者の選定に取り組んでほしい。
- * 選定委員会の議事録を確認したところ、部会長からは「時間が限られているため」等の発言が多く見られることなど、審査に当たって適切な時間の確保がなされていない状況が見受けられる。十分な議論を重ねることができない中で指定管理者の審査が行われる状況は改善されなければならないため、部会長にその旨を伝えるとともに、市としても適切に対応してほしい。
- * 議案の審査であるにもかかわらず、質疑に対する答弁がなされない状況が続いている。本来であれば、十分に資料を整えた上で審査に臨むことがあってしかるべき姿である。今後はしっかりと準備した上で、議案の審査に臨んでほしい。
- * 法人は債務超過を抱え、かつ年間1億円を超える支払が予定されていることなど財務状況が極度に悪いことに加え、施設自体の老朽化も進んでいることから、今後は建て替えに向けた議論の中で費用負担の問題も発生し得る状況にある。さらには衛生面等の施設運営の課題も抱えている。本件はこのような各種の課題を抱えているにもかかわらず、懸念の払拭に資する答弁がなされないことについては不安を感じざるを得ない。しかしながら、本件は一者選定であることから、子どもたちの利用への影響等を考慮すると、本議案を否決することは難しいと考えている。そのため、法人の財務状況を把握した上で、適宜議会へ財務状況の報告を行うこと及び、選定評価委員会による速やかな現地視察並びに運用状況を踏まえ

た適宜の現地視察を実施することの2点について、その実効性を担保するため、本議案に附帯決議を付すべきであると考える。

* 答弁の中で、財務状況の報告及び視察の実施について市として対応していくとの方向性が示されたため、本議案に附帯決議を付すことについては必要ないと考える。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第202号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 法人の財務状況の改善につながる取組等の検討状況について

全国的にも注目されている本施設の運営を担ってきた実績があることから、視察や研修の要望が多数あるため、これらを実施することで得られる受入れ収入等が生じる予定である。また、新たな取組としては、本施設を利用している困難を抱えた子どもたちを対象に、いわゆるフードバンク的な機能を持たせることについて議論している。

* 指定管理料の充当先について

運営を担っている川崎市子ども夢パーク共同運営事業体の代表者である公益財団法人川崎市生涯学習財団は、本施設のほかに大山街道ふるさと館の指定管理業務を行っているが、子ども夢パークの運営による指定管理料は、全て本施設の運営に充当されている。

* 指定管理料の見直しについて

人件費を含めた指定管理料については増額の要望を受けているものの、市として、その全てに対して直ちに増額に応じることが困難であるため、法人においては、従来、一定であった給与体系を、年数や実績を加味した給与体系へと見直す対応を行うと聞いている。

* 給与体系の見直しの方向性について

法人には学生時代のボランティアを通じて採用された職員が多く在籍している。このような若い職員が継続して長く働き続けられるような給与体系への見直しであると聞いている。

* 職員の待遇に課題がある本施設の評価に当たって、社会保険労務士が選定評価委員に選任されていない理由について

経営全般の学識を有する中小企業診断士において評価を受けることとしたため、社会保険労務士の選任は行わなかった。今後は、施設ごとの課題や目的を整理した上で、評価の在り方の工夫を含めて対応していきたい。

《意見》

* 本施設と同様に、マンパワーが重視される福祉系の施設では社会保険労務士の活用が進んでいる。労働条件に課題がある本施設においては、常設の選定委員に社会保険労務士を活用するなど、施設ごとの課題や目的に見合った委員の選定について検討してほしい。

* 子ども食堂やフードバンク、フードドライブなどの取組は現在の社会に求められているものであるため、実現に向けて取組を進めてほしい。また、本施設は不登校の子どもの居場所としての先導的な役割を果たしてきた経過があるため、今後についても同様に、情報発信を含めて時代に応じた適切な対応がなされるよう、取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「インターネット上の誹謗中傷の抑止に係る法整備を求める意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出